

九州食べきり協力店等佐賀県登録実施要領

1 目的

この要領は、九州食べきり協力店等登録実施要綱（以下「要綱」という。）10の規定に基づき事業の実施に当たって必要な事項を定める。

佐賀県における協力店等の名称は、登録された店舗が飲食店又は宿泊施設の場合に「九州食べきり協力店」、小売店の場合に「九州食べきり応援店」（以下これらを合わせて「協力店等」という。）とする。

2 名称

佐賀県における協力店等の名称は、登録されるすべての店舗について、「九州食べきり協力店等」とする。

3 登録の要件

次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 要綱4(1)に規定する登録の要件となる取組項目・内容は、別表1のとおりとする。
- (2) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (3) (2)のアからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

4 様式

- (1) 要綱6(1)に規定する登録申込の様式は、「様式1号 九州食べきり協力店等佐賀県登録申込書」とする。
- (2) 要綱7に規定する登録内容変更の届出は、「様式2号 九州食べきり協力店等佐賀県登録内容変更届」により行うものとする。
- (3) 要綱8に規定する登録中止等の届出は、「様式3号 九州食べきり協力店等佐賀県登録中止届」により行うものとする。

5 補則

この要領に定めるもののほか、事業の実施に当たって必要な事項は、九州食べきり協力店等実施要綱に基づくものとする。

附則

この要領は、平成28年10月25日から施行する。